

令和7年度

一般競争入札による
町有施設（旧明安小学校）の貸付
参加要領

令和8年3月

山形県金山町

1. 入札物件

- ① 物件名：旧明安小学校
- ② 所在地：金山町大字下野明 1696-1
- ③ 地目：学校用地
- ④ 校地面積：21,206.55 m²

建物の概要

校舎：平成14年2月13日建築 鉄筋コンクリート
面積 2,135 m² 階数 1階

体育館：平成14年2月13日建築 鉄筋コンクリート
面積 1,593 m² 階数 2階耐震化：新耐震化基準

※貸付希望部分は別添貸付希望箇所図面を参考に、入札時にマーカ一等で図示願います。（今回の貸付対象は水色の箇所となります。）

2. 最低予定価格

土地：「50円/m²×使用面積」が年間貸付料となります。

駐車場分は1台につき12m²で積算します。

建物：「170円/m²×使用面積×使用月数」が年間貸付料となります。

3. 応募資格

次の貸付実施要件のいずれかを満たす事業を行うこと。

- ・ 町や明安地域の活性化につながる事業
- ・ 公益的な事業
- ・ 町民の雇用を創出する事業

I：法人の場合

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生手続き等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、客観的に経営状況が健全であると判断される者。
- ② 国税及び地方税を滞納していないものであること。
- ③ 法人又はその役員、関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 申込みを行う法人又はその役員が、地域住民や公共の安全と福祉を脅かす団体又はそれらの団体に属する者でないこと。

II：個人の場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者（一般競争入札に係る契約の締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていな

い者)は、入札に参加することができません。

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。

Ⅲ：団体の場合

団体の応募資格につきましては、個別に判断をさせていただきます。お手数ですが、総合政策課財政係 電話 0233-29-5604まで問い合わせをお願いいたします。

4. 使用上の条件や応募の留意事項

- ① 災害時に避難所として利用できることを条件とします。
- ② イベント等にて占有場所の一時的な借用について、可能な範囲での協力をお願いすることがあります。
- ③ 公序良俗、風俗営業等、町が不適切と判断した事業を実施した場合は契約を解除します。
- ④ グラウンドはドクターヘリ発着場所として利用する場合があります。
- ⑤ 貸付可能箇所を指定しています。詳細は別紙貸付希望箇所図面をご確認ください。図面は「水色が貸付対象」、「黄色の枠内が共有及び町活用スペース」「緑色が既存団体利用スペース」となります。

※基本的には、各部屋単位での貸付を予定しております。

- ⑥ 校務センターについては、校舎全体の機能操作パネルがあるため、不特定多数の方が来場する用途での使用はできません。事務室等での活用をご検討ください。

※他にも用途を制限する可能性のある部屋がありますので、貸付希望箇所が決まりましたら、事前に問い合わせをお願いいたします。

- ⑦ 電気料、農業集落排水使用料、上水道使用料の他、維持管理費及び建物改修費は契約者が負担するものとします。また施設の改修については事前に町と協議が必要です。

同一の場所を2事業者以上への貸付となった場合(例：平日と週末で利用者が違う場合など)は、各種基本料金の支払いについて契約事業者と町で協議し決定します。

- ⑧ 雪囲い、雪下ろし、避難所機能維持のための最低限の駐車場の除排雪は町が実施します。
- ⑨ 騒音等、近隣の方の迷惑になるような使用は禁止します。
- ⑩ 施設の確認を行いたい方は、応募者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認をしてください。必要に応じて問い合わせ先まで、連絡をお願いいた

します。本物件は現状有姿での引き渡し及び貸付となります（現在配置している備品等は原則移動しますが、未使用備品で利用可能なものはお使いいただけます。）。

- ⑪ 本件の問い合わせなどについては3月11日午後0時までの受付とし、回答については個別対応といたします。

5. 貸付にあたり

- ① 物件の引き渡しは、契約締結日の翌日からとし、契約書に定める期限までに賃料を納付していただきます。
- ② 貸付期間は、提案された期間を基に事業実施候補者と協議により決定します。貸付期間満了後の再契約も可能ですので、具体的な期間の制限は定めません。
- ③ 貸付中の維持管理等
貸付期間中の土地、建物およびその他の設備の維持管理や経年劣化、故障、破損等に伴う設備の更新に必要な経費は、基本的に事業者の負担とします。
- ④ 仮契約及び本契約
契約の相手方又は提案内容によっては、議会の可決や関係省庁の手続き及び地区の同意が必要となる場合がありますので、契約者には仮契約を締結していただき、各種手続きが完了後に本契約となる場合があります。

6. 入札方法

- ① 入札日までに必要書類を準備し期限までに下記事務室まで提出してください。郵送による申し込みについても可としますが、必要書類に不備がある場合は入札無効となる可能性もありますので、事前に確認、必要に応じて問い合わせをお願いします。

提出場所：山形県最上郡金山町大字金山324番地1

金山町役場2階 総合政策課

提出期間：令和8年3月9日（月）午前9時から

令和8年3月13日（金）午後0時まで（必着）

※3月9日から3月12日までの受付時間は午前9時から午後5時まで

- ② 入札は単価方式とし、1㎡あたりの土地、建物の希望価格をそれぞれ記入してください。
- ③ 貸付希望期間についても、入札時に記入願います。また、駐車場の利用がある場合は希望台数についても記入願います。契約時の参考といたします。
- ④ 開札日（令和8年3月13日 午後0時）

※補足 入札は、町の指定する入札書により、入札者の住所・氏名を記入のうえ、必

ず登録している印鑑を押してください。

7. 入札時必要書類

- ① 入札書
- ② 貸付希望エリアを図示した貸付希望箇所図面
- ③ 滞納の無い証明書（町内の個人又は法人は町税、町外の個人又は法人は県税）および印鑑証明（個人は市町村発行、法人は法務局発行）

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者のした入札
- ② 入札者が同一入札に対して2通以上の入札書を提出した者の入札
- ③ 入札者が他人の代理を兼ね、又2人以上の代理をした者に係る入札
- ④ 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき
- ⑤ 入札者が入札に際し不正の行為をしたと明らかに認められたとき
- ⑥ 入札者の金額、記名、押印その他必要記載事項を確認できないもの
- ⑦ 入札者の代理権限のない者がした入札
- ⑧ 入札書の内容を訂正したもの
- ⑨ 入札者が本要領に違反したとき
- ⑩ 町が公表する最低予定価格を下回った金額を入札したとき

9. 落札者の決定

落札者は、金山町の設定した予定価格以上の価額で最高の価額をもって落札者とします。ただし、落札者となる同価額の入札をした者が2人以上あるときは、別において当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない金山町職員にくじを引かせます。

【問い合わせ先】

山形県最上郡金山町大字金山324番地1

金山町役場総合政策課財政係 電話 0233-29-5604 （役場2階）

○ご不明な点、施設概要など必要に応じて、問い合わせをお願いいたします。